

一般会計負担金の状況（令和3年度）について（案）

県立病院は、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、他に中核となる医療機関がない地域においては、地域医療の確保を行うという役割を担っている。

政策医療の提供にあたっては、診療報酬で賄うことが適当でない不適當経費、診療報酬のみでは採算がとれない困難経費については、地方公営企業法第 17 条の 2において、一般会計で負担するものとされている。これらの項目・金額等は、総務省から毎年示される地方財政計画や地方公営企業繰入金通知（繰入基準）で定められている。

本県では、全て国基準及び県施策に伴う繰入であり、いわゆる赤字補填としての繰入は行っていない。

①一般会計 3 条負担金（収益的収支への一般会計からの繰入金） （単位：百万円）

区分	主な内容	R3決算	
不適當経費	看護師確保対策費	院内保育事業運営経費	155
	救急医療対策費	救急医療の確保に要する経費 等	3,216
	保健衛生行政経費	相談調査事業運営経費 等	57
	共済組合追加費用	恩給制度廃止に伴う公立病院負担経費	881
	その他	児童手当に要する経費の一部	239
	小 計		4,548
困難経費	高度医療経費	集中治療室運営損費 等	4,787
	特殊医療経費	精神病棟運営損費、リハビリテーション運営損費 等	3,796
	建設改良経費	施設・機器整備のために発行した企業債の利息の一定割合	614
	基礎年金拠出金	事業主負担相当額	1,980
	小 計		11,177
一般会計施策に伴うもの	丹波市立看護専門学校運営費負担金 等	136	
合 計		15,861	

②一般会計 4 条負担金（資本的収支への一般会計からの繰入金）

区分	主な内容	R3決算
建設改良経費	施設・機器整備のために発行した企業債の元金の一定割合	7,104